

## 第14回 広域系統整備委員会議事録

日時 平成28年6月24日(金) 15:00~16:45

場所 電力広域的運営推進機関 豊洲ビルA、B、C会議室

出席者：

<委員>

古城 誠 委員長(上智大学 法学部地球環境法学科 教授)  
伊藤 麻美 委員(日本電鍍工業(株) 代表取締役)  
岩船 由美子 委員(東京大学 生産技術研究所 特任教授)  
大橋 弘 委員(東京大学大学院 経済学研究科 教授)  
加藤 政一 委員(東京電機大学 工学部電気電子工学科 教授)  
工藤 禎子 委員((株)三井住友銀行 執行役員 成長産業クラスターユニット長)  
田中 誠 委員(政策研究大学院大学 教授)  
大村 博之 委員(JXエネルギー(株) 執行役員 リソーシズ&パワーカンパニー 電気事業部長)  
坂梨 興 委員(大阪ガス(株) ガス製造・発電事業部 電力事業推進部長)  
鍋田 和宏 委員(中部電力(株) 執行役員 グループ経営戦略本部 部長)  
福田 隆 委員(関西電力(株) 執行役員 電力流通事業本部 副事業本部長)  
柳生田 稔 委員(昭和シェル石油(株) 執行役員 エネルギーソリューション事業本部  
電力需給部長)  
北村 豪史 代理(日本風力開発(株) 執行役員 企画本部長 兼 経営企画室長)

<オブザーバー>

岡部 孝継 (電源開発(株) 流通システム部 部長代理)  
坂井 晃 (中部電力(株) 流通本部 工務部 計画グループ長)  
坂本 邦夫 (東北電力(株) 電力ネットワーク本部 電力システム部 技術担当部長)  
中澤 太郎 (東京電力パワーグリッド(株) 系統エンジニアリングセンター 所長)  
電気供給事業者 7社

欠席者：

松島 聡 委員(日本風力開発(株) 常務執行役員)  
(以上 敬称略)

## 配布資料

- (資料 1) 東北東京間連系線に係わる計画策定プロセスについて
- (資料 1\_別紙) 東北東京間連系線計画策定プロセス  
短工期対策を利用する電気供給事業者の募集要領
- (資料 2) 東京中部間連系設備(FC)に係わる計画策定プロセスについて
- (資料 2\_別紙) 東京中部間連系設備に係る広域系統整備計画 (案)
- (資料 3) 一般負担の上限額未指定電源の設定について (報告)
- (資料 3\_別紙) 一般負担の上限額の設定に対する意見募集に寄せられた  
ご意見及び本機関の考え方 (案)
- (資料 4) 計画策定プロセスの検討開始要件適否の状況について

### 1. 東北東京間連系線に係わる計画策定プロセスについて

- ・事務局から資料 1、別紙により説明を行った。
- ・主な議論は以下の通り。

#### [主な議論]

(古城委員長) 初めに恒久対策についての質問を受け付け、その後、短工期対策についての質問を受け付ける。

(伊藤委員) 我々中小企業の立場からするとあまりにも先の長い話である。企画する側・計画する側にもリスクがあるが、受ける側にも 7~11 年の工事期間後に初めてビジネスがスタートするというリスクがある。目的は競争力をつけることであり、ビジネスとして魅力があるから実施するとは思いますが、いろいろプランが変わっていく中、ビジネスとして本当に成り立つのか。あくまでも事前の計画なのではっきりしたことは言えないと思うが、分かる範囲でお願いしたい。

(事務局) もともと今年の 9 月に基本要件を決めた時に 7~11 年の工期を示し、5 月に東北電力さんから実施案が提出され、現在評価中である。基本要件を決定した後、大体このくらいになるということを電気供給事業者に示したうえで、継続するかどうかを確認させて頂いている。その上で継続すると伺っているので、事業者として、ビジネスとして成り立つという判断をされて、継続したと思っている。

(伊藤委員) 悲観的になるわけではないが、資金繰りなど金融機関がバックについていたとしても 10 年先の企業の体力はこの時点では見極められないと思うので、それをどれだけ契約書や何らかのスキームで見えていくのか、私がもしも仕事を出す側であれば、かなりシビアに見ないといけないかなという気がした。

(伊藤委員) 27 ページにある工事費増加のリスクについて、工事費の増加は基本的に応募事業者の方に追加負担してもらおうとある。過去何度か同様の意見を述べさせて頂いているが、これは応募事業者から見ると事業の予見可能性、経済性が、自分でコントロールできないところで狂うこととなる。一方、この送電線を建設する事業者にとっても長期間に亘る事業であ

り、予測のつかない工事費のアップもあるので、収益として回収する事業者から追加金を負担してもらうというのも一定の合理性があると思っている。申し上げたいことは、追加負担金の合理性を広域機関できちんとチェックし、けん制体制をとっていくことが、応分の負担をすることの理解を得られるのではないかと思うので、広域機関にはよろしく願いしたい。

また、工事費の追加負担分について、先程の伊藤委員の話にもあったが、将来のことであり、現時点では払える企業でも将来追加負担が発生した時には支払えない状況にあることも考えられるので、万一、事業者が支払えない場合の取扱いについても決めておいた方がよい。例えば、当該システムを利用する権利を譲渡できるのであれば権利を購入した第三者が追加負担する、他の応募事業者がいる場合はその事業者達と分け合う、もしくは一般負担とするなどの選択肢があると思うし、万一どの選択肢も取れなかった場合にどうするのかも考えておく必要がある。そして、応分の工事費負担した事業者の連系線使用をどのように考えるかも整理が必要である。

ただ、このような事態を少なくするためにも、追加費用の発生が見込まれる時点で、早めに当該追加費用部分について応募事業者の負担割合に応じて費用を預託してもらう、金融機関から追加費用分の支払いコストを差し入れてもらうなどの形で、支払いの確実性を早々に担保することが重要である。

(福 田 委 員) 24 ページの大きな項目の二つ目に、応募事業者が事業を取り止める・辞退する場合の対応が記載されている。これは、辞退による整備計画の変更がない場合を想定して書いていると理解しているが、辞退によって整備計画の見直しが必要になる場合は、一から整備計画を策定することとなり相当の期間を要するため、事業に対する影響が大きいと思う。その場合にどう対応するかを整理する必要があるのではないか。

(坂 梨 委 員) 一点目、24 ページの大きな項目の一つ目で工事費負担金の支払方法における分割前払いの条件として金融機関の債務保証が必要とのことだが、これは今回の計画策定プロセスにおいてのみに必要な条件であって、通常の電源線などにおいては送配電等業務指針にある条件で電力会社と分割の協議ができるとの理解で良いか。

二点目、27 ページの工事費増加リスクに対しては、先程も話があったが、工事費増加の検証を OCCTO にしっかりやって頂きたいと思っている。加えて、上段の工事完了時期の遅延リスクについても、広域系統整備計画が計画通り実施されること自体が OCCTO のミッションだと理解しているので、やむを得ない理由で延期することに関して、その内容をしっかりと検証して頂きたい。

(事 務 局) 工藤委員の一点目と坂梨委員の二点目について、四半期ごとに進捗状況を確認するとき、工事費が大きくなった場合はその内容を確認するし、工期も同様に確認する。また、資料の 27 ページに書いているコスト等検証のフェーズ 2 は、コストと工期の両方を確認することであり、これから現場に入って設計が進む前などのステップステップでしっかり確認していきたい。

福田委員からの広域系統整備計画を変更する場合の対応については、資料 26 ページに記載している業務規程第 63 条「広域系統整備計画の変更」において規定されており、や

むを得ない事由が発生した場合には広域系統整備委員会で検討して変更することができるように該当する。これに対しては多数のケースが考えられるので、予め一律の取扱いを決めておくのは困難と思っており、そのようなことが起こって欲しくはないが、起こった場合に本委員会で検討の上、その時々状況に応じて取扱いを決定していきたいと考えている。

坂梨委員の一点目、金融機関の債務保証を分割前払いの条件とすることについては、今回の計画策定プロセスのみに適用することを考えている。他の電源線新設等は一般送配電事業者と電気供給事業者の関係が1対1であるので通常取扱いを変えるつもりはない。今回は1対複数という関係であることから、今回提案している取扱いが適していると考えている。

(事務局) 工藤委員からの二点目、工事費の追加分が発生した時に負担金を払えない場合の取扱いについては、先程提案いただいた内容も含め考えていきたい。

(古城委員長) オブザーバーから意見、質問はあるか。

(電気供給事業者オブザーバーA) 24ページの負担金の取扱いについて要望である。送電工事が用地事情などの不可抗力事由で期間が延びたり、できなかつたりするのと同じように、発電側にも地元事情やアセスなど発電事業者には不可抗力の事由であきらめざるを得ない事象が発生する可能性がある。そのような中、負担金を全額払い、発電所が運開しないので権利ももらえないとなると、費用を回収できないこととなるので、応募を取消さざるを得ない事由に対して何らかの配慮をお願いしたい。

(事務局) 今までの電源線新設等では1対1で実施しているが、今回は複数の方から申し込みがあるので、取り下げる、辞退せざるを得ない事業者の方でも、辞退した場合に他の電気供給事業者の特定負担にすると他の電気供給事業者に迷惑をかけるし、一般負担にすると一般の需要家に広く迷惑をかけることから、需要家、他の電気供給事業者、事業実施主体のどの視点から見てもこのような手当てが必要ではないかということで、今回の取扱いを提案させて頂いている。

(電気供給事業者オブザーバーA) 発電所ができれば連系線の枠は確保できるが、お金を払ったものの発電所ができないと連系線の枠もなくなってしまう。例えば、違う事業者を見つけて譲渡できれば、他の電気供給事業者にも迷惑をかけることはなく、辞めざるを得ない事業者にとってもお金が戻ってくる機会が得られるので、そのような取扱いができないのかお願いしたい。

(古城委員長) 言われることは分かるが、検討の準備ができていないので、意見として承っておく。

(寺島理事) 今般、総会付議を経て改正準備中の業務規程では、発電所に利用権がついているので、発電所そのものの開発の権利を譲渡できれば、連系線の利用を優先登録できる権利は一緒についていく。ただ、発電所自体が作れなくなることについては、今のルールでは対応できる形になっていない。繰り返しとなるが、発電所を計画的にできなくなったとしてもその発電所を別な者が実施することになれば、それにあわせて連系線の優先登録できる権利もついていく。

(電気供給事業者オブザーバーA)そこは分かった上でお願いしている。

(古城委員長)続いて、短工期対策について委員から質問意見ををお願いしたい。

(田中委員)36ページで、先程の恒久対策の話とも関連すると思うが、落札者が契約締結後に辞退しても工事費負担金を支払うとある。それは良いと思うが、一旦契約を締結して権利を得た後で、この権利の譲渡をどのようにできるのか伺いたい。恒久対策と同じ論点だが、他の事業者に譲渡するスキームを作るのか。それとも、そこは検討中か。

(事務局)まだ検討中である。落札者には電源制限の対象になって頂くということもあるので、その電源ができない条件で空容量を増やせるかどうかの検討が必要であり、一概には言えない。

(田中委員)もしある電源が何らかの理由で辞退する場合、電源整備に加わる前提であれば、当事者間で権利譲渡することは、スキームとしてはできそうである。要するに権利は渡すけどお金は払ってもらい、それを当事者間で実施すれば、工事負担金のスキームは変えないでできると思うので、場合によってはできるのではないか。

(事務局)そこまでは検討していない。実際の落札候補者が決まってから、どういう状況になるかをある程度推定できるようになると思う。今の時点では、全部が見通せないところ。

(加藤委員)41ページ、落札候補者の選定について、イメージとしては発電者A Bが落札候補者ということで、20万kWが決まり残り30万kWということだが、発電者Cの最低落札容量が32万kWで入れないということで除外されている。例えば、発電者C以下が全て最低落札容量35万kWであった場合、落札候補者は発電者A B 2名だけになるのか。

その場合、トータルで20万kWの容量になるわけだが、それで落札金額を計算すると工事金額に満たないというケースが発生する。その場合は、この入札は不調ということになるのか。

(事務局)原則そのような形になるが、まだこの時点では決まらない部分もある。その時点で不調という形で判断することはあるかと思う。

(加藤委員)不調にならなくて、例えば工事金額をオーバーして発電者A Bで決まったとすると、50万kWの容量がありながら、20万kWの容量が決まって残り30万kWが余ってしまう。この30万kWに対してどのような使い方があるのか。せっきく30万kWあるので、それを上手く使うのが有効だとは思うが、どのようにお考えか。

(事務局)そこはまだ議論のあるところだと思う。今の段階でどうするかを決めるのではなく、まずは落札でどういう状態になるかを把握してから、一つ一つ決めていくことで考えている。

(加藤委員)今の話だと、入札されてから落札者を決めるやり方として、例えば先程申し上げたやり方で20万kWしか決まらず30万kW空くような場合でもOKとするという形になりそうなのか。

(事務局)今回、このような形で入札するのは初めてのケースなので、いろいろなケースがあると思うが、短期間でその辺まで見極めるのは、正直手がまわっていない。

ただ、2名であってもその金額で工事費用を上回るのであれば入札は成立する。

(加藤委員) 逆に、2名となり、それで工事費用を下回った場合はどうするのか。

(事務局) それは不調になる。

(加藤委員) 極端なことを言うと、入札順位が下の事業者達の金額を50万kWになるように足せば十分に工事費をオーバーしている場合でも不調になるのか。

(佐藤理事) 工事費が集まらなければ、東北電力が工事できないので、当然不調となる。

(工藤委員) 本資料53ページ、入札募集要領の13ページに書いてある契約の締結について、落札者、非落札者間では調整に時間がかかり、契約が結ばずに工事が遅れると短工期の意味がなくなってしまう。資料に、広域機関を含む関係者間で調整すると記載のあるように、外部機関に弁護士も交えてモデル契約を作って提示するなど広域機関が契約をリードする方が、上手くまとまると思っている。

また、プール金が余った場合にどのように分与するか。一旦払ったものが戻ってくることになるので利益供与ということで税務の取扱いも関係してくる。少し落ち着いてからで良いので予め確認していた方がスムーズに進むと思う。

(坂梨委員) 三点申し上げる。一点目、38ページの蓋然性の確認について、このような資料を提出することは分かったが、前回は質問させて頂いたがOCCTOがこの資料からどのように蓋然性を評価するのか。例えば、発電所建設計画や進捗状況をどう取扱うのかをお聞きしたい。

二点目、42～44ページに開札後の結果については応札者の順位を通知すると書いてある。これは順位だけしか言わないのか、あるいは例えば自分より上位に何キロワットあるなどの情報まで提示するのか。41ページの例でC、Dの方が3位、4位としか情報がないのと、表に書かれている情報の一部でもあるのでは事業者としてその後の予見性が違ってくる。

三点目、46ページの電源制限の対象について、前回確認させて頂いたことを反映頂き感謝。どのような条件で電制対象を選んでいくのかは分かったが、どのくらいのオーダー感になるのか、資料だけではよく分からない。工事費のところで非落札者電源の電制1件を工事費総額に入れる提案があったが、実際の応募状況を見て1件程度とのオーダー感をもたれているのか教えて頂きたい。

(事務局) 一点目、蓋然性については、系統アクセスの工期と発電所の運開が合致していれば問題ない。合致していない時には問題ないかをチェックすることになる。

二点目、順位について、今は落札候補者に該当するかどうかと、順位を出していくことで考えているが、その他の項目についてどうするかは考えさせて頂きたい。どこまでどういう情報を出して良いかがあるので、具体例を当てはめられながら考えていきたい。原則は落札候補者に該当するかどうかと順位のみをしたいと思っている。

三点目の電制のオーダー感についてだが、今回非落札者電源を一箇所と設定したのは、電源はいろいろな位置にあり一概には言えないところはあるが、出来る限り最小限にして

いく観点から一箇所と見た。ただ、実際にどうなるかは札を開いてみないと分からないところだと思っている。

(柳生田委員) 52 ページに「落札者が1者であり、電源制限対象となる非落札者がいない場合に限っては、プールとせず、全額落札者へ返金することとしてはどうか。」とあるが、どういうことか教えていただきたい。可能性として、50 万 kW 全部欲しい事業者がすごく高い金額で札を入れて、電源制限の対象者がいなかった場合には、プール金が全部返ってくるギャンブルみたいなことができるということか。

(事務局) それを防止するために非落札者の電源制限に対する補償や残余金の配分を考えている。どうなるか正直分からないが、高額な金額を入れた場合に、確実に戻ってくる保証はないので、その辺のところでは高額な入札を抑えているという観点で今回の入札を考えた。

(柳生田委員) 戻る可能性もあるということか。

(事務局) 戻る可能性はゼロとは言わないが、戻らない可能性もある。そこを考えて判断いただきたい。このような条件で実施しているので、確実に戻る保証はない。

(柳生田委員) 確実に戻らないルールにする考え方はないのか。何かの費用にまわして、ギャンブルを防止する考え方はないか。

(事務局) 工事負担金以上のお金をどうするか。恒久対策にまわすなどいろいろと検討したが、工事が全く違うということで、結局、短工期対策の中でクローズしないといけない中で、考えた案である。非落札者へ残余金を配分しないことも考えとしてはあったが、高額な入札が起こる可能性があるため、そこを防止するため、入札した一部が第三者に渡るというところで抑止している。

(事務局) それくらいしか抑止する手立てがないのが正直なところ。

(柳生田委員) 十分に抑止が図れてギャンブルが防げるということであれば良い。

(鍋田委員) 58 ページの補償金について、このような補償をするのは特殊なケースだと前回議論された。今回、補償額として定格出力 24 時間分を補償するとあり、これは一つの考え方と思うので、一日 24 時間定格出力を補償する考え方を教えていただきたい。

(事務局) 発電機が止まった場合、火力原子力協会が出している資料などから、並列して定格出力まで 6 時間ぐらいかかることが一般的である。ただ、停止すると補機が壊れたり、タービンが冷えると振動の原因となるので暖めながら再起動しないといけないなどの状況が考えられる。電源制限を受ける電気供給事業者に対しては、そのようなところも補償しないといけないと考えて 24 時間とした。また、定格にしたのは、その時の発電実績を確認しようとするのが本当なのかどうか検証が必要となるので、今回は定格で運転したとした方が分かりやすいと考え、そのように設定させて頂いた。

(大村委員) 恒久対策について、10 ページに「すべてが順調に進んだ場合が 11 年であり、短くなることは無い」とある。送電工事はそういうものなのかもしれないが、このコメントに対して私であれば相当不安になって躊躇してしまう。時期の確定や見通しがあって、初めて投

資の判断ができると思うが、今回応募している事業者とのやり取りについて差し支えなければ教えて頂きたい。後から、取り下げ、取り下げとならないのかを危惧している。

(事務局) 工期に関しては次回以降で予定している。工期、工事費用といろいろ検証させて頂き、広域としてもう一段深堀りしたいと思っている。事業者の感触としては、もちろん不安に思われるのは当然だと思うので、次回そこも含めて議論いただければと思っている。

(大橋委員) 先程の質問に関係するが、残余金を配分するやり方は、このような考え方しかできないということか。

(事務局) 恒久対策に充填するなどいろいろ考えたがいづれも難しいところがあって、結局返却することとし、返却するお金をどのように配分するかは、リスクを取って頂いた非落札者にも配分しながら返金していく形を考えたところ。

(大橋委員) 逆に OCCTO が取るのはあり得ないのか。

(事務局) 基本的に収益は考えていない組織なので、難しい。

(伊藤委員) 収益は無理でも何か違った形でプールして、何かのために使うことはできないのか。今回のことは初めてやることで、今いろいろな意見が出ているし様々なリスクを考えて決めかねているところが大半だと思う。走っていく中で、やはりこっちだった、あっちだったと出てくると思うので、その時どこが費用を負担するのか、もう一度集めなおすのかという場合に使うことはできないか。全く予想がつかないことだけに使う。今までとは違う展開をしても良いのではないか。

(佐藤理事) 今回が初めてであり上手いかなかったら次変えることとし、まずは、この提案で実施させて頂きたい。

(寺島理事) 何人かの委員の方からは、工事費の変動や工期が延びるリスクがあるのではないかと、そのような問題も含めて事業者にある程度コミットメントを求めていく難しさをどう考えるか、というご意見を頂いた。その点について、いくつか事務局からも説明させて頂いたが、広域機関としても、この広域系統整備計画を決めてしまったならば、実施する一般送配電事業者と応募した電気供給事業者に完全に放り投げてしまって、後は知らない、工期も工事費もあなた方それぞれのリスクでやって下さいというようなことにはならないと思っており、計画決定後も、このような形で工事費の検証をしていくとか、予見性を高めるための方策などについても幾つか説明させて頂いたところ。今日の議論も踏まえて、その点について更に検討し、それを7月、8月のこの委員会にて審議して頂いてから、最終的に費用負担の意思を確認するプロセスに進みたい。広域機関としてもメニューをしっかりと見せた上で、事業者への予見可能性に配慮し、同時に送配電事業者へのリスクという問題も考えていかないといけないと思っている。引続き、7月、8月に審議いただいた上で決めたいと思うので、よろしくお願ひしたい。

(古城委員長) 短工期対策について、オブザーバーから意見、質問はあるか。



(電気供給事業者オブザーバーB) 3 ページのスケジュールで、広域系統整備委員会の 9 月から 10 月のところに費用負担割合(案)とある。ここは、前回まで 9 月に星印がついていたが、今回消えているのは何か理由があるのか教えていただきたい。

(事務局) ご質問のあった費用負担割合(案)は、8 月末ぐらいに星印の実施案等と二行で書いているもの。

(電気供給事業者オブザーバーB) 二行書きで 8 月末に星印があると理解した。

(古城委員長) その他いかがか。(間があり)

それでは、短工期対策の募集要領について、本日さまざまな意見を頂いたが、大きな変更を生じる意見がなかったと考える。本委員会としては、提案内容で大綱了解して頂いたと考え、本日の意見を踏まえ事務局にて必要な修正を行った上で、今後の理事会にて決定することとさせていただきます。よろしいですか。

(各委員) (異議なし)

## 2. 東京中部間連系設備(FC)に係わる計画策定プロセスについて

- ・事務局から資料 2、別紙により説明を行った。
- ・主な議論は以下の通り。

### [主な議論]

(加藤委員) 別紙の 10 ページ工事概要の表で、佐久間地点の主な仕様で自励式周波数変換器 60Hz 側が 300MW、300MVA となっているが、これで良いのか。MVA は大きくならないのか。

(事務局) 60Hz 側については、無効電力対策が不要との計算結果を得ているので、ここは 300MVA でよい。

(古城委員長) 後はいかがか。(間があり)

それでは、東京中部間連系設備に係る広域系統整備計画について、特段の修正意見がなかったことから本委員会としては、提案内容で了解し、今後の理事会にて決定することとさせていただきます。

理事会で決定した後は、2027 年度の完了に向けて事業実施主体である三者にご尽力いただくことになる。決意表明など発言があれば頂きたいと思う。

(中部電力オブザーバー) 今回の計画策定プロセスにおいては、弊社が関わる部分で、基本要件決定後にエリア内の需要状況を鑑みた変更案を出させて頂き、本委員会での提案も汲んで検討評価いただきありがとうございました。

これから、実施段階に移るが、前々回の委員会で弊社から説明させて頂いたように実施段階のコストダウン、具体的には資機材の調達面でのコスト低減、詳細設計段階での設計の合理化、実工事面でのコスト低減に努めて、完工期に向け精一杯やらせて頂くので、引き続きよろしくお願ひしたい。

(電源開発オブザーバー) 1年2か月に亘り本計画策定に向けてご尽力いただいた委員の皆様、事務局の方々に敬意を表します。工事実施会社として決定された整備計画に基づきしっかりと取り組んでいきたい。今後、変動リスク等に注意しつつ、必要な準備を経て工事に取り組んでいく所存であるが、先程の整備計画案の最後に、「広域機関は事業実施主体と連携を取り、進捗把握や工程遅延有無及びコスト増減等を確認するとともにコスト等の検証を実施し、これらを的確に取り組んでいく」と記載されているので、計画決定後も引き続き広域機関と連携し、工事完了まで広域機関と本委員会のご指導を賜りながら、また関係実施会社と協力しつつ計画達成に向けて共に取り組んでいきたい。

(東京電力パワーグリッドオブザーバー) 当社が担当させて頂く送電線の新設、変電所の増設について、現在計上している工事費をさらに削減していくことと、運転開始時期を確保するという部分については、私どもの仕事としてしっかりやらせて頂きたい。

二点目、先程の説明の中であった費用負担合意書に記載させて頂いているが、今回の計画は説明の通り国で必要性を決めて頂き、本委員会で工事内容、費用負担を決めているということであり、本工事費を託送原価に算入することについて、広域機関の協力も頂きますようよろしくお願いいたします。

### 3. 一般負担の上限額未指定電源の設定について（報告）

- ・事務局から資料3、別紙により説明を行った。
- ・質疑は特になし。

### 4. 計画策定プロセスの検討開始要件適否の状況について（報告）

- ・事務局から資料4により説明を行った。
- ・主な議論は以下の通り。

#### [主な議論]

(坂 梨 委 員) 2ページについては、基本的に第4回広域系統整備委員会で議論済みだと認識しているが、このうち中国九州間連系線は、長期方針の検討状況を踏まえてということで議論している。当時は、年度内に長期方針の議論が終わることを前提に話していたと思うが、長期方針の議論が延長していることを踏まえ、この対応状況について再度考える必要はないのか。

(事 務 局) ご指摘の通り、当初昨年度末には長期方針を策定する前提で記載していたが、少し長期方針の検討が長引いている状況である。中国九州間連系線を考える時には、西日本全体の地内潮流がどうなるかを長期的に見通していく必要がある、中国九州間連系線だけの問題でないところを機関内で議論している。長期方針について今回の委員会の中では説明がなかったが、もう少し細かいところをどのように見ていくべきか検討している最中であり、それと合わせて考えていきたいと思っている。

## 5. 閉会

(古城委員長) 本日の議事は、全て終了となった。第14回広域系統整備委員会を閉会する。事務局から連絡事項はあるか。

(事務局) 本日はありがとうございました。今日の委員会議事録については、事務局で作成し委員の皆さまに確認いただきます。確認いただいた後ホームページで公表させて頂く。次回の委員会は、7月29日金曜日となるので、よろしくお願ひしたい。